

ハンガリー・ロシアにおける信託の承認と導入の問題

——比較法的見地から——

(ガボール・ハムザ教授へのインタビュー)

Gábor Hamza (Chair, ELTE Romai Jogi Tanszek)

渡辺 宏之 (早稲田大学教授)

【はじめに】

本稿は、「ハンガリー・ロシア等における信託の認識と導入」の問題について、比較法的見地から、ハンガリーの Gábor Hamza 教授と、ブダペストで2011年3月に行った英語による会談記録を、渡辺が日本語に翻訳したものである⁽¹⁾。Hamza 教授は、ブダペストの ELTE Romai Jogi Tanszek で Chair を務められている⁽²⁾。同教授は、ローマ法研究の大家であり、一方で、80法域を超える驚嘆すべき比較法研究に、精力的に取り組まれておられる。筆者と Hamza 教授が最初に出会ったのは、早川教授が講演会のアレンジを務められた、早稲田大学（比較法研究所）主宰の講演会である（2007年10月23日開催、演題：ヨーロッパにおける民法の調和・統一と比較法の課題）。

筆者は、早川教授と生前にご一緒させて頂いた機会は決して多くはなかったが、筆者を早稲田の一員として温かく迎え入れてくれたことに、常々感謝の念を抱いていた。奇しくも早川教授のご逝去の直後に、筆者はブダペストを訪問して Hamza 教授と会談する結果となった。勝手ながら早川教授との少なからぬご縁を感じた次第である。そのため、ささやかながら、早川教授のご冥福をお祈りする機会を頂きたく、編集担当の先生方をお願いして、本追悼特集号の末席に原稿を掲載して頂くこととなった。

早川弘道先生のご冥福を心からお祈りいたします。（渡辺 記）

(1) 本会談記録の英語原文については、季刊企業と法創造30号（早稲田大学《企業法制と法創造》総合研究所、2012年）に掲載を予定している。

(2) “ELTE Romai Jogi Tanszek” は、ハンガリーにおいて由緒ある、法学の研究教育を行う大学（エトヴェシュ・ローランド大学、英語名：Department of Roman Law of the Eotvos Lorand University）である。

渡辺：ハムザ教授、ブダペストで再びお目にかかることができ本当に光栄です。本日の会談に貴重な時間を割いて頂きありがとうございます。先生には、数年前に早稲田大学で初めてお会いし、それ以来遣り取りをさせて頂いてきました。欧州での私法統一に関する、早稲田大学での先生のご講演は非常に印象的なものでした。

ハムザ：ありがとうございます。ご存知のように、私は学士院、そして早稲田大学をはじめとするいくつかの大学を訪問するために2007年10月に訪日し、日本の研究者といろいろと意見交換をすることができ有益でした。

渡辺：インタビューを開始させて頂く前に、悲しい事実をハムザ先生にお知らせしなければなりません。早稲田大学でロシア法・東欧法を研究されていた、早川教授が急逝されました。

ハムザ：何ですって？ そんなはずはありません。私は昨年末、彼から season's greeting の E メールを貰ったばかりです。…これが早川教授からの E メールです。ご覧ください。

渡辺：ハムザ先生が信じられないと仰るのも無理はありません。早川教授は最近急逝されました。

ハムザ：つい最近お亡くなりになられたのですか。私は早稲田で自分の報告を終えた後、早川教授と同僚の先生とお話したことを覚えています。早川教授はハンガリー一語も少し話されていました。

渡辺：早川教授は、ハンガリーの政治史にとくに造詣が深かったと思います。

渡辺：インタビューを開始させて頂きたいと思います。今手元に持っておりますのは、ハムザ先生のご著作 “Entstehung und Entwicklung der modernen Privatrechtsordnungen und die römischrechtliche Tradition” です。この本は、80を超える法域をカバーされており、またローマ法から現代法までの広範なパースペクティブに基づいて書かれています。このような大作を、どのようにして完成させたのですか。

ハムザ：この本の執筆を始めたのはずいぶん前で、1985年でした。その年に、私はイタリアのローマ大学に客員教授として招かれ、当時の東欧と中欧諸国の変化する法制度について講義をさせて頂きました。

それがきっかけで、当時のソビエト連邦や、ポーランド、チェコスロバキア、ルーマニア、ハンガリーなどのいわゆる社会主義国の法律に関する資料、論文集、二次的文献などを読むようになりました。

1980年代の終わり頃になって、これらの国々の研究を完成させました。それから、ローマ法すなわち大陸法系の西欧諸国だけでなく、イングランドをはじめと

するコモン・ロー系の国の研究に取りかかりました。それから、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、アイスランド、フィンランド等の北欧諸国の法制度も研究しました。

その数年後には、中南米と南米の法制度、私法、民法、商法などの研究を始めました。

また、特に南アフリカを中心として、エチオピアやエジプトも含めたアフリカ諸国の研究もしました。これらの国々の私法体系は、ヨーロッパの法体系を基礎としていますから。

さらに、研究の範囲をアメリカとカナダにも広げたのです。

研究の最終段階として、アジア諸国の研究にとりかかりました。日本、中華民国（台湾）、セイロン（スリランカ）、シャム（タイ）、フィリピンなどです。

ただ、二つの意味で、まだまだ研究が必要です。一つ目は、先ほど述べたような国の研究をさらに深めることです。二つ目は、研究範囲をオーストラリアなど他の国にも広げることです。ヨーロッパの法体系とくに *water law* が使われている地域では、オーストラリアのようにコモン・ローを基礎とする国もありますが、大陸法の伝統がまだ残っている国もあります。

渡辺：いま挙げられたうち、一番印象が強かったのはどの国の法制度でしょうか。

ハムザ：お答えするのは難しいですが、最も多くの国の法制度に影響を与えたのは、間違いなくドイツの法制度だと思います。ドイツ民法は日本にも多大な影響を与えていますし、中欧と東欧でもその影響が色濃く反映されています。また、ロシアでもそうです。ロシアの新しい民法典の大部分は、ドイツ民法を基礎としています。ドイツ民法だけでなく、ドイツ流の法律概念すなわちパンデクテン法学（Pandectist legal science）の影響も受けています。2007年にロシア新民法典第4編が完全実施されました。これは出来たばかりの新しい民法ですが、パンデクテン法学すなわちドイツ民法に沿っていると言っていいでしょう。

渡辺：先生から先日お送り頂いたペーパーに書いておられましたが、先生はロシアに信託制度を導入するプロジェクトに参加なさるそうですね。参加に至った経緯をお聞かせください。

ハムザ：私は国際シンポジウムを主宰していますが、自分の知識と経験をハンガリー法の世界に限定したくないと考えました。私は、ハンガリー法を世界的なコンテキストではなく、ヨーロッパ法のコンテキストで捉えています。ヨーロッパ以外の国々の影響も重要です。ヨーロッパの法律家の多くは、専らヨーロッパ諸国の法制度に着目していますが、これは大きな誤りです。日本など、ヨーロッパ以外の国の立法の歴史も十分に研究すべきです。

渡辺：ロシアの信託概念について、もう少し質問させて下さい。先生は、ロシアでのエクイティ（衡平法）裁判所設置の構想について書いていらっしゃるんですね。

ハムザ：この発想は、18世紀後半に、ロシア帝国の大改革に伴って提唱されたものです。ピョートル大帝、続いてエカチェリーナ2世はロシア司法制度の大改革を試みました。裁判所のシステムも変えようとした。そのときにイングランドのようなエクイティ裁判所を作ろうとしたのです。イングランドには今でも残っていますが、でも、当時のロシアではこれは計画に終わってしまい、実現しませんでした。その試みはなされたのですが。

渡辺：先生は、ロシアの法律学者の間で、ルイジアナ州民法の信託、すなわちフランスの fiducie のような信託が一般的に受容されていると指摘していますね。とても興味深いご指摘です。

ハムザ：信託形式での所有についてですが、おおざっぱに言いますと、ロシアの新民法典の起草者の間では、民法の条文の形で、信託形式の所有を所有権の一種と認めてはどうかというアイディアが出されました。でもこのアイディアを結局あきらめてしまいました。ですから、ロシアの新民法典の条文では、財産に対するいろいろな種類の所有権が定められていますが、信託形式での所有に関する規定はありません。でも、銀行ビジネスと金融ビジネスの分野では、二つの大統領令によって信託形式での所有が認められています。ですから、信託はロシアの司法改革に部分的には取り入れられたといえるでしょう。

渡辺：大変興味深いお話です。ご存じの通り、欧州では、統一信託法を作ろうという取り組みがあります。例えば最近、信託型の保護ファンド（protective fund）⁽³⁾に関する EU 指令のドラフトが作られました。このような取り組みを、どのように評価されますか。

ハムザ：ヨーロッパでは、コモン・ロー系諸国だけでなく、大陸法系諸国でも信託形式での所有を認めようという考えが定着してきています。法律家の中で、信託形式での所有の有効性が認められるようになったからです。私も、これはとても優れた概念だと思っています。ヨーロッパの多くの大陸法系諸国で普及しつつあります。

渡辺：ハンガリーではどうでしょうか。

ハムザ：ハンガリーでは、信託概念の導入にやや抵抗感があります。ハンガリー人はいまだに、どちらかといえば保守的ですから。このような背景から、法律家はもっと比較法を勉強したほうがよいと考えます。例えば、コモン・ローとか、

(3) protective fund に関する EU 指令案とその解説については、『特集・エクイティなき信託』季刊企業と法創造26号19頁以下（2011年）をご参照頂きたい。

日本法とか。そうすればこのような抵抗感はず解消されるでしょう。ハンガリー
の法律家は、まだ信託の受容に乗り気ではありません。

渡辺：それは、避けられないことでしょうね。しかし、行為の効果という点に限
って言えば、ヨーロッパの大陸法系諸国においてさえ、事実上は信託の効果をは
ほぼ全面的に享受することができます。先生はこれについては賛成ですか、反対で
しょうか。

ハムザ：賛成です。法律のハーモナイゼーションという動きからみても、大変よ
いことだと思います。ハンガリーの法律学者に、このような考えを受容するよう
働きかける必要があります。

渡辺：フランスでも、先生もよくご存じの *fiducie* という一種の信託が2007年に
導入されています。フランス政府はその数年前に *fiducie* を導入する法案を却下
したばかりだったため、一転した *fiducie* の法制化を聞いて大変驚きました。多
くの国では、信託又は信託類似制度の導入に向けて検討しています。

ハムザ：その通りです。信託を導入するには二つの方法があります。民法の条文
に盛り込む方法と、民法以外の手段による方法です。どちらも実現が可能です。

渡辺：先生の論文では、スコットランド法に触れられていましたね。スコットラ
ンドの信託法では、受託者に所有権が帰属し、受益権者に与えられるのは一定
の特権を伴う人的権利です。これについて、もっと詳しいご意見をお聞きしたいの
ですが。

ハムザ：スコットランド法を研究する際には、スコットランドの法体系がローマ
法の伝統を基礎としていることを念頭に入れておく必要があります。スコットラ
ンドは大陸法系の国です。コモン・ローの影響も色濃く受けてはいますが、この
ような背景があるからこそ、大陸法系のスコットランド法制度において、信託を
導入することができたのです。いくつかの妥協はなされたと思いますが。ハンガ
リーは大陸法系ですし、ほとんどのヨーロッパ大陸諸国の法制度は、大陸法の伝
統を受け継いでいます。しかし、歴史的な背景も考慮しなければなりません。信
託は、全く異質な法的制度ではありません。大陸法系の国でも、いくつかの点に
留意すれば導入が可能です。

渡辺：ご承知かと思いますが、研究者の中には「パトリモニー (*patrimony*) 理
論」という新しい理論を提唱している方がいます。例えば、エジンバラ大学のジ
ョージ・グレットン (*George Gretton*) 教授などです。このパトリモニー理論に
ついてご意見をお聞かせ下さい。この新しいパトリモニー理論をうまく活用すれ
ば、二種類の所有権、つまりエクイティ上の権原とコモン・ロー上の権原の分属
という従来の説明は不要になります。たとえば、グレットン教授の説によれば、
一人が持っているパトリモニーは原則として一つですが、信託の受託者はこれと

は別のパトリモニーすなわち信託のパトリモニーを持っていることになります。つまり、所有権の二重構造によらずに保護されているわけです。これは優れた説明方法ですが、いくつか問題点もあると思います。

ハムザ：信託についてはいろいろな学説があって、まるで正反対のものもあります。確実な学説はありません。ルイジアナ州の信託はたいへん特殊なものです。二種類のパトリモニーを区別せず、エクイティ上の権原であるとともにコモン・ロー上の権原でもあります。信託を導入することはできますが、信託形式での所有は必ずしも常にコモン・ロー系の国に存在するとは限りません。ルイジアナ州民法の信託の主な特徴は、エクイティ上の所有権とコモン・ロー上の所有権を区別しないという点です。これは大変有名ですね。エクイティの概念は、コモン・ロー系以外の地域では完全には受け入れがたいためです。

渡辺：つまり、「エクイティなき信託」ということでしょうか。

ハムザ：その通りです。

渡辺：先生は、ケベック州の信託について研究されたことがおありでしょうか。

ハムザ：はい、あります。

渡辺：ケベック州の信託については、どのようにお考えでしょうか。

ハムザ：ケベックの民法典は比較的新しいものですね。成立したのは1990年でした。1994年には新民法典が施行されました。ケベック州の特殊事情を考慮しなければなりません。ケベック州は、ニュー・ブランズウィック州などと並んで、カナダの一部です。同じカナダでも、ケベック州以外の地域はコモン・ロー系です。ケベック州、ルイジアナ州、スコットランドは事情が特殊です。この3つの地域は、準国家または州で、コモン・ローという海に浮かんでいます。コモン・ロー系の地域に囲まれているのです。ドイツ、オランダ、ハンガリーなどの非コモン・ロー法系の国に接しているわけではありません。

とはいえ、少し修正を加えれば信託を導入することはできます。これが私の個人的意見です。

渡辺：ドイツ法に関してですが、ハムザ先生もペーパーの中で言及されておられた、スコットランドのケネス・リード教授 (Kenneth Reid) は、信託 (Trust) はドイツでは絶対に受け容れられないだろうと述べています。ご存じの通り、ドイツで導入されているのは Treuhand (トロイハント) という制度です。Treuhand は信託類似制度ですが、信託とは大きく違う点がいくつかあります。それでリード教授は、ドイツが信託概念そのものを受容することはないだろうと言ったのです。これについて、ご意見をお聞かせ下さい。

ハムザ：Treuhand は信託類似制度ですが、その経緯を見ると、ドイツの法律家によって仕組みが作られました。ですから、ドイツは基本的には信託を受容した

と言ってよいと思います。信託と Treuhand の主な違いは、その名称です。内容にはそれほど違いはありません。Treuhand を承認することは、信託を承認することにつながります。

渡辺：ハンガリーにおいては、どのような状況でしょうか

ハムザ：ハンガリーでは、事情が全く違います。Treuhand も導入されていませんし、信託の伝統が全くありません。

渡辺：しかし、ハンガリーでも、信託類似制度が存在すると聞きました。また、民法に信託の概念を盛り込むことも何度か検討されたそうですね。ハンガリーの民法のなかで信託概念を規定するという試みは、いまでも続いているのでしょうか。それとも、中止されたのですか。

ハムザ：ハンガリーでも、ロシアと事情はほぼ同じです。ハンガリーの新民法草案に、信託が取り入れられることはないでしょう。でも、民法以外の分野、つまり金融ビジネスの分野で導入される可能性はあります。ですから、信託は、少なくとも当面は新民法に取り入れられることはないでしょうが、ビジネス法の分野で認められる可能性は高いです。これは妥協的な解決方法です。

渡辺：国際私法の観点からは、ハンガリーの裁判官は外国で設定された信託に関するケースをどのように扱っているのでしょうか。ハンガリーでは、コモン・ロー法域で適法に設定された信託の効力をどのように承認しているのですか。

ハムザ：ハンガリーでは、1979年に国際私法に関する大統領令が制定されました。この大統領令は現在も有効です。この国際私法つまり大統領令によれば、このようなケースは準拠法によって決まるとされています。つまり、この場合、法律上の紛争は外国法に準拠して解決されます。反致の問題が生じることはありませんが、裁判所は信託を承認しなければなりません。

渡辺：よく分かりました。先生のご論文を拝見することを、楽しみにしています。

ハムザ：この問題点については、私の研究はまだまとまっていません。これは単なるドラフトです。引き続き研究したいと思います。

渡辺：先生がロシア法について以前書かれたご論文も、インターネットで目にしたが。

ハムザ：そうですね。でも、この本（前出）には、もっと詳しいことが書いてありますよ。ロシアについてはかなり詳しく書きましたが、ロシアとハンガリーとの間には、法律分野ではもともと多くのつながりがあります。たとえば、ロシアの第二次労働法を作ったのはハンガリー出身の法律家です。亡命者で、社会民主主義者でした。それから、19世紀前半にロシア法を編纂したのも、ミハイル・バルグヤンスキーというハンガリー人の法律家です。たいへん興味深いですね。彼

の写真が載っているのは、世界でもこの本だけだと思います。サンクトペテルブルク大学の創始者で、ハンガリー出身です。法律学の教授で、ブダペストとウィーンで学びました。当時の皇帝アレクサンドル1世に招かれ、ロシアへ行きました。ロシア法体系の成文化をコーディネートしたのはバルグヤンスキーです。彼の写真が載っているのは、世界でもこの本だけだと思います。1809年にはサンクトペテルブルク大学の初代学長になったので、この写真は大学のメイン・ホールに飾ってありますよ。

渡辺：ロシア私法の今後の展開について、ご意見をお聞かせ下さい。中国に関してと同様に、現在、世界中の人々がロシアに興味を持っています。

ハムザ：ロシアには新しい民法があり、完成されています。オランダでは、新しい民法はまだ完成していません。オランダ民法はまだ草案段階です。それから、国際裁判管轄に関する法と知的財産法も草案段階です。ロシアは、国際裁判管轄に関する法と知的財産法の両方を制定し終えています。しかし、ロシアの抱える主な問題は、土地が依然として国有だということです。中国でも事情は同じですね。中国では、財産に対する物的権利について新しい法律を定めましたが、現実と法制化とのあいだにはギャップがあります。法制化するのには良いことです。でも、中国とロシアとの間には、イデオロギー上の理由で多くの共通点があります。

そして、イデオロギー上の問題だけではありません。というのは、ボルシェヴィキが権力を掌握した後、共産主義者は、土地に対する集団的所有権を帝政ロシアから受け継ぎました。中国でも同じです。土地に対する個人の所有権は認められません。中国は少なくとも建前上はまだ共産主義国ですね。ロシアはもう共産主義国ではありません。しかし、この数世紀にわたる伝統はまだ根強く残っています。共産党ではなく、人民がそう望んでいるからです。このような古い伝統は、1949年以前の中国、あるいは1917年以前のロシアにもあったのです。「ミール」(obshchina) すなわち土地の集団的所有権です。帝政ロシアの土地の80%は、集団的所有財産でした。帝政の中国でも同様です。

渡辺：大変興味深いお話です。

ハムザ：集団的所有の伝統は近年もまだ残っていました。ヨーロッパでも、バルカン半島にみられました。モンテネグロ、それから、セルビアの一部では、土地は大家族共同体が所有していました。ロシアではもっと規模の大きな共同体、すなわち村落共同体が所有しましたが、モンテネグロでは農村のような大きな共同体ではなく、大家族による集団的所有だという点に特徴があります。所有する共同体の規模がロシアよりも小さいのです。

それを考えると、セルビアとモンテネグロでは、共産主義時代にも新しく民事

裁判所が作られなかった理由がある程度わかります。古い伝統は残ります。

渡辺：ありがとうございます。ところで、先生はヨーロッパ私法統一のプロジェクトに関与されておられますね。

ハムザ：はい。

渡辺：ヨーロッパの私法統一の、主な問題は何だとお考えでしょうか。

ハムザ：債権法を統一するのは難しくはありません。債権法は、程度の差はありますがだいたい統一感があります。家族法と相続法を統一しようという試みが何度かなされたのですが、これは簡単にはゆきませんでした。また、物権法の統一でさえ容易ではありません。EU加盟国と非加盟国を含めたすべてのヨーロッパ諸国が、それぞれ独自の民法を維持することになりそうです。家族法、相続法、財産法などは各国で違いますからね。物権に対する考え方の違いはほまだに大きいのです。

渡辺：そうすると、商業目的に用途を限定した信託類似ファンドに関し、EU指令を定めるのはよい考えですね。

ハムザ：全く、仰る通りです。EU理事会は加盟国にアイデアを押しつけることはできませんが、ハーモナイゼーションや統一を促進することはできます。

ここがEUの問題点です。EU加盟国は27にものぼります。現在でも国による違いは大きいですから、統一への道は険しいと思います。

フランスの法律学者でアンドレ・タンクという人がいますが、法の統一はとても険しい道のりで、しかも、強制すべきではないと述べています。反感が大きくなりますから。

渡辺：家族法では特に、避けられないことでしょうね。

ハムザ：家族とはいっても、家族の概念や、その結びつきの強さは日本、ハンガリー、ロシア、アメリカなど、どの国でも違います。家族法の統一に向けて取り組んでいるグループはいろいろありますが、少なくともいまのところは全く成果がありません。

先日、タイの民法を読みました。大部分がドイツ民法の模倣です。ドイツよりもやや短いですが、組み立ては同じです。総論から始めて、債権法、物権法、家族法と続き、最後の編は相続法と続きます。唯一の違いは、タイ民法は六部構成ですがドイツ民法は五部構成だという点です。タイ民法では、債権法は2つの部分に分かれているからです。債権法に関する総論的な部分と、各論的な部分です。でも、基本的な構造は同じです。

たいへん興味深いことですが、日本民法はドイツ民法よりも前に制定されたのですね。ドイツ民法が制定されたのは1898年ですが、日本はこれより2年早い。日本の民法はドイツ民法の第二次草案をもとに作られました。ポアソナードか

ら、フランス民法の要素も取り入れました。ポアソナードは日本で何年か暮らしました。東京には「ポアソナード通り」という名前の道路がありますか。

渡辺：「ポアソナード通り」ですか。

ハムザ：興味があります。それから、「ロエスエル通り」は東京にはないのでしょ
うか。

渡辺：残念ながら、そのような通りは存在しないはずですが。法律家の間では、ポ
アソナードやロエスレルはたいへん著名ですが。

ハムザ：たとえば、スペインでは民法の中心的な立案者であるマルティネスとい
う人がいます。この人は単なる司法省のコーディネーターです。マルティネスが
司法大臣をしていたときに、日本の民法ができました。首都のマドリッドには、
マルティネスの名前をつけた大きな地下鉄駅があります。スペインではマルティ
ネスの評価は高いです。ベルリンでは、サヴィニーの名前を冠した「サヴィニー
広場」というのもありますね。

渡辺：日本でも、そのようなものを作った方がいいかもしれませんね。

ハムザ：東京都知事に、こんなアイデアを考えてほしいと思います。石井先生
〔石井紫朗東京大学名誉教授（法制史）・学士院会員一（渡辺補足）〕をはじめ、日
本の法律学者にもぜひ。

渡辺：制定法は、日本文化そのものにはそれほど大きな影響を与えてきませんで
した。制定法は伝統的な社会規範を通じて機能してきました。日本人は、ヨーロ
ッパの近代法制度を輸入したに留まっているとも言えます。

ハムザ：けれどもそれはとてもうまくいったと思います。日本は大成功しました
ね。

渡辺：しかし、梅通りとか、サヴィニー通り、ポアソナード通りなどというもの
はありません。大部分の日本人は、法律にはあまり興味がありません。

ハムザ：ハンガリーは法曹人口が多く、弁護士大国といわれています。法学教育
を受けた人と学生の数は、ハンガリーの人口の0.3%にものぼります。アメリカ
を抜きました。ハンガリーの人口は1000万人足らずですが、弁護士は4万人以上
で、じつに人口の0.4%です。驚くほど多いです。ブダペスト弁護士会は、オー
ストリアの全部の弁護士会よりも所属弁護士が多いのです。でも、ハンガリーで
はロースクールと法学部をあわせても8つしかありません。日本では、公立と私
立をあわせると、ロースクールはいくつありますか。80ぐらいでしょうか。

渡辺：ロースクールは70以上あります。法学部を擁する大学は非常にたくさんあ
ります。

ハムザ：日本では、ロースクールと学部が併設されていると理解していますが。

渡辺：ええ。

ハムザ：どんな小さなロースクールにも大学院もしくは学部が併設されているのですか。

渡辺：法学部は基本的に併設されていますが、大学院については必ずしも併設されているわけではありません。日本ではロースクールは歴史が浅く、ほんの10年前に始まったばかりです。

私の最初の質問に戻らせて頂きたいと思いますが、このような大作をどのようにしてお書きになったのでしょうか。一年中外国に滞在なさっているのですか。

ハムザ：一年中というわけではありません。海外出張は多いですが。

渡辺：では、どのようにして、これほどの広範な比較法研究を遂行しておられるのですか？

ハムザ：私はいつも図書館で研究しています。いろいろなことを確かめるために同僚と話します。これは必要なことです。

渡辺：先生のご著作は、カバーされている範囲が広くてとても驚きました。ハンガリーにいても、公職でお忙しそうですね。一体どうやってそのような研究を行っておられるのかが不思議です。

ハムザ：私はテレビを見ません。

渡辺：でも新聞はお読みになられるのではないですか。

ハムザ：新聞は読みます。

渡辺：それでは、インターネットについてはいかがですか。

ハムザ：この本を書いているときは、インターネットは普及していませんでした。インターネットで情報を探すことはできませんでした。インターネットは、いろいろなデータを確かめたりするのにとても便利です。しかし、インターネットがあれば、本を読む必要がなくなるというわけではありません。残念なことに、学生はインターネットばかりで、本を読まなくなりましたが。

渡辺：私は、大学院に入る前はむしろ、法社会学や法哲学に関する書物に専ら親しんでおりまして、ブダペスト出身の卓越した兄弟学者であるカール・ポランニー (Karl Polanyi) やマイケル・ポランニー (Michael Polanyi) の本をよく読んでいました。その頃から、いつかはブダペストに行ってみたくて思っていました。

ハムザ：ハンガリーの文化や歴史に関心を示してくださり、とてもうれしく思います。

渡辺：早川先生がここにいらっしゃれば……。今日のハムザ先生のお話をぜひ聞いて頂きたかったです。

ハムザ：同感です。本当に残念です。

渡辺：今日は素晴らしい講義とコメントをお聞かせ頂き、誠にありがとうございます

ました、ハムザ先生。

ハムザ：日本からおいで頂きまして、こちらこそ光栄です、渡辺先生。ありがとうございました。